

## 工事中電源使用基準

項 目	基 準	急 所
01 工事中電源の準備	<p>工事中の為に電源を必要とする場合には「電源許可願」に所定の事項を記入し、事前に工事担当課を経て客先に提出する。</p> <p>工事中電源の指定は客先工事担当課責任者が連絡する。</p> <p>既設工事中電源以外に電源が必要な場合、工事担当課は臨時電源を客先に申請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の用紙を使用する。</li> <li>・使用する工事中電源を指定す。</li> </ul>
02 電源の使用許可	<p>工事担当課は機器の設置状況を確認した後、電源許可書を使用者に交付する。</p> <p>許可書は指定された電源の近くの見易い場所に、使用中取り付けておく。</p> <p>許可書は指定された電源以外に移動して使用してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の「電源許可書」</li> </ul>
03 電源使用の終了	<p>作業終了後は電源のスイッチを切り結線を取り外し、配線機器を撤収した後、許可書を工事担当課に返却する。</p> <p>工事担当課は客先に、工事中電源の使用終了を連絡する。</p>	
04 電源使用上の注意	<p>工事中電源への接続及び解線には必ずスイッチを切り停電の上実施する。</p> <p>電源開閉器への配線接続は確実に締め付ける。</p> <p>使用前に各部を点検し、工事中電源に異常を認めた時は、直ちに客先工事担当部署に連絡して、工事担当課の点検整備を受けた後でなければ使用してはならない。</p> <p>電源開閉器函の蓋は解結線時以外は確実に閉めた後に使用する。</p> <p>ヒューズ切れ、ブレーカーのトリップなど異常が発生した時には、直ちに工事担当課に連絡し、その指示を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客先にも連絡する。</li> <li>・客先にも連絡する。</li> </ul>
05 電源使用の点検	<p>工事担当課及び客先は、電源使用の状況について点検し、適切な指示を行うほか、不安全事故の設備に関しては電源の使用を差し止める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源に異常はないか</li> <li>・電源容量を超えて使用していないか</li> <li>・指示した電源を使用しているか</li> <li>・電源の接続は正しいか</li> <li>・電源～機器迄の配線、機器状況は適当か</li> <li>・作業終了後の処置は良いか</li> </ul>